奈良県消費生活条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

(1) 消費者保護基本法が消費者基本法に改正。(平成 16 年 6 月) [主な改正事項]

> 基本理念の新設(消費者の権利の尊重と、自立支援) 事業者の責務の拡充、事業者団体の責務の新設 消費者の役割、消費者団体の役割の新設 基本的施策の充実・強化

- 消費者契約の適正化の規定の新設
- ・ 消費者の自立に向けた消費者教育の充実強化 等
- (2) 経済社会システムの変化、近年の消費者問題に対応した消費者行政の枠組みを整えることが必要。(前回改正は平成3年3月)

2 改正内容

(1) 法改正を踏まえた内容

基本理念において、消費者の権利の尊重及びその自立支援を基本とすることを規定。

県、事業者、事業者団体の責務と消費者、消費者団体の役割を規定。 消費者の自立を支援するため、啓発活動に加え、消費者教育を推進す ることを規定。

(2) 消費者被害の発生及び拡大防止のための規定整備

危害の防止について

事業者に、商品等の安全性を立証する合理的な根拠資料の提出を求め、 提出されない場合は危険とみなす規定を設ける。

迅速な危険性の認定により、危害防止措置をとるため 不当な取引行為の禁止について

事業者に、契約の勧誘に当たり商品の性能、品質等について不実を 告げなかったことを立証する合理的な根拠資料の提出を求め、提出されない場合は不実を告げたとみなす規定を設ける。

迅速な被害防止措置をとるため

- ・ 重大な被害の発生、拡大の防止のため緊急の必要があるときに、事業者名等必要な情報を消費者に提供することができる規定を設ける。
- (3) 県民と一体となって条例の実効性を高めるための規定

知事への申出

事業者が条例に違反する事業活動を行っており、条例に基づく措置が とられていない場合に、県民が知事に適切な措置をとることを申し出る ことができる規定を設ける。

3 施行期日等

施行期日

平成18年4月1日

ただし、事業者に新たに立証責任を課す規定、不当な取引行為を行った 事業者名等の情報提供の規定については、周知期間を設け7月1日とする。 経過措置

条例施行前に行われた行為についての適用除外条項を定める。

改正案検討経過

奈良県消費生活審議会

条例改正部会を設置し、具体的に検討。(3回開催) 平成17年6月29日 審議会意見確認

パブリックコメント

平成 17年 11月 18日~12月 16日

意見提出 54(団体:3、個人:51)

意見件数 延べ194件

うち条例改正に関する具体的な意見 43件